

徳島市監査委員告示第8号

平成27年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成28年3月7日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	加 村 祐 志
同	齋 藤 智 彦

徳島市監査委員 殿

徳島市長 原 秀 樹

平成27年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成28年1月29日報告分）に基づく措置状況

総務部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 支出・契約事務</p> <p>(1) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。</p> <p>(2) 決裁権者が適正でないものがあった。</p> <p>(3) 旅行命令において、日当、宿泊料の減額調整がされておらず、旅費の支給が適正でないものがあった。</p> <p>(4) 契約締結の決裁は受けているが、契約書に徳島市長の押印がされていないものがあった。</p> <p>(5) 業務委託において、徳島市契約規則に定める額を超える契約であるが、理由なく随意契約としているものがあった。</p> <p>(6) 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p>	<p>1 支出・契約事務</p> <p>(1) 契約締結権者に誤りがないよう、今後は事務決裁規程に基づき、適正に処理します。</p> <p>(2) 当該決裁書については、直ちに適正な決裁権者の決裁を受けました。今後は事務決裁規程に基づき、適正に処理します。</p> <p>(3) 当該旅行命令については直ちに補正を行い、過払い分については返還手続を行いました。今後は職員旅費支給条例等に基づき、適正に処理します。</p> <p>(4) 当該契約書については、直ちに徳島市長印を押印しました。今後は地方自治法に基づき、適正に処理します。</p> <p>(5) 当該契約書には直ちに随意契約の理由を追加しました。今後は徳島市契約規則に基づき、適正に処理します。</p> <p>(6) 支出負担行為書の会計管理者への協議について、今後は予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正に処理します。</p>

<p>2 その他</p> <p>(1) 出勤簿に押印のないものがあった。</p> <p>(2) 管理職員特別勤務実績簿が、給料等の支給に関する規則に定められた様式で作成されていなかった。</p>	<p>2 その他</p> <p>(1) 当該出勤簿の押印漏れについては、直ちに補正を行いました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正に処理します。</p> <p>(2) 当該実績簿については、直ちに規則を改正します。今後は、給料等の支給に関する規則に基づき、適正に処理します。</p>
---	--